

書面化の推進について

国土交通省においては、トラック事業における適正取引の推進及び安全運行の確保に向け荷主と協働の下、運行条件に係る重要事項について書面化を推進します。

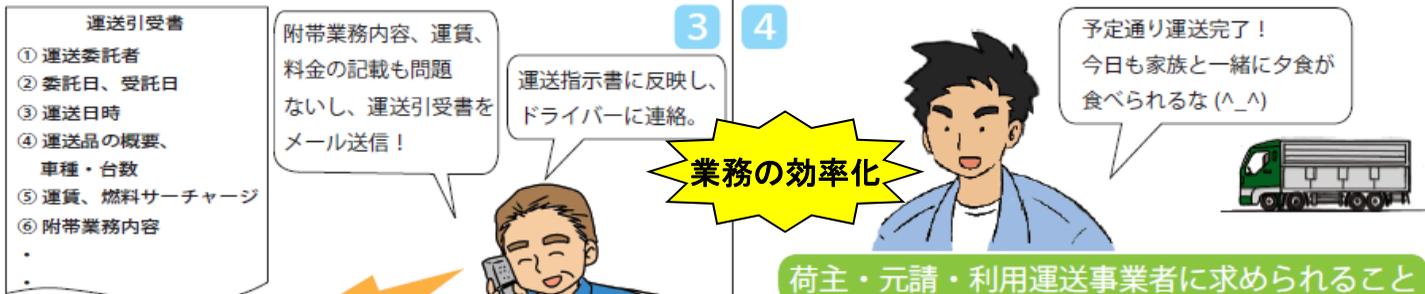
(省令、ガイドライン等を準備中)

これからのトラック事業者のルール

- ・ 運送業務、附帯業務、運賃、料金等についての**重要事項を示す書面(運送引受書)**を、**運送行為前に**、運送申込者にメールやFAXで送付してください。
- ・ 運送申込者に交付した書面は**1年間保存**してください。

安全と適正取引のために！！

～これから～



荷主・元請・利用運送事業者に求められること

- | | |
|---|---------|
| 1 | 十分な意思疎通 |
| 2 | 運送状の提供 |
| 3 | 安全運行支援 |

適正運賃・料金收受



国土交通省

安全と適正取引のために！！

～今まではこんなこともあった～



本件に関する相談窓口

- 国土交通省自動車局貨物課
- 所管運輸局自動車交通部貨物課
- 所管運輸支局
- (公社)全日本トラック協会
- 都道府県トラック協会

※今年の夏には関係のセミナーやモデル事業などが予定されています。

※そのほか「燃料サーチャージ制導入」及び「適正取引の推進」に係るご相談についても受付けております。

Q & A

Q. 書面化を、今進めることでどのような効果が期待されるのか。

A. 安全運行障害、荷待ち時間の発生を回避するとともに、運送や附帯業務に伴う適正な代価の收受について効果が期待されます。

また、消費税の転嫁や燃料サーチャージの導入についても効果が期待されます。

Q. 荷主等に運送状を確実に発出してもらえるか。

A. 荷主等からの書面（運送状）の発出については、これを確実にするように標準貨物自動車運送約款における荷主等の義務とするとともに、通達や要請によりこれを徹底していきます。

Q. 運賃・料金の適正収受に効果があるのか。

A. 約款等において、荷主等からの運送状に運賃・料金を記載することとします。また、運賃や附帯料金等の位置付けを明確にする等により、適正収受への効果が期待されます。

Q. 書面化の実施には準備等の時間が必要となるが、施行はいつか。

A. 年度内の施行を予定しています。トラック事業者の準備を支援していくべく国及びトラック協会によるセミナー等を夏に予定していますので活用して下さい。

Q. 運送引受書を交付しなかった場合は処分されるのか。

A. 施行をもって直ちに処分基準を策定するのではなく、当分の間は全てのトラック事業者が「書面をだすこと」を定着させるための期間と考えており、この間もガイドラインや事例を用いて書面化を推進することとしています。

Q. ガイドライン掲載の基本様式は標準様式なのか。

A. ガイドラインの様式は、どのような事業者においても共通に使用できるものですので予めメール等に入力しておくとう便利です。なお、必要記載事項が網羅されていれば標準様式以外のものであっても問題ありません。

書面化の例

差出人: @mlit.go.jp
送信日時: 2013年5月30日木曜日 10:57
宛先:
件名: 【運送依頼】食用油輸送のため4t車1台

委託者→受託者
メール送信

差出人: [@mlit.go.jp]
送信日時: 2013年5月30日木曜日 11:33
宛先:
件名: RE:【運送依頼】食用油輸送のため4t車1台

受託者→委託者
メール送信

〇〇運輸(株)御中

下記のとおりお願いいたします。
積込: 5/31 〇時(〇〇食工業 A工場)
取卸: 5/31 17時(□□商店)

附帯業務:
17~18時□□商店パレットへの積みつけ、フォークリフトで倉庫搬入

運賃50,000円、燃料サーチャージ1,800円、附帯業務料3,000円
消費税2,740円

支払い: H25. 6. 30銀行振込

〇〇食品(株)
〇〇課 国土 花子
〒111-1111
東京都〇〇区〇〇
TEL: 03-1111-1111
FAX: 03-5253-1637
E-MAIL: XXXXX@.co.jp

※他の様式例は、書面化推進ガイドライン参照

〇〇食品(株) 国土さま

メールにて依頼のありました下記の件了解いたしました。
よろしくお願い致します。

〇〇運輸(株)
総務課 運輸 太郎
〒222-2222
東京都〇〇区〇〇
Tel: 03-2222-2222
Fax: 03-3333-3333

-----Original Message-----

From: xxxxxxxx [mailto:xxxxxxx@mlit.go.jp]
Sent: Thursday, May 30, 2013 10:57 AM
To: "xxxxxxx"
Subject: 【運送依頼】食用油輸送のため4t車1台

〇〇運輸(株)御中

下記のとおりお願いいたします。
積込: 5/31 〇時(〇〇食工業 A工場)
取卸: 5/31 17時(□□商店)

附帯業務:
17~18時□□商店パレットへの積みつけ、フォークリフトで倉庫搬入

運賃50,000円、燃料サーチャージ1,800円、附帯業務料3,000円
消費税2,740円

支払い: H25. 6. 30銀行振込

〇〇食品(株)
〇〇課 国土 花子
〒111-1111
東京都〇〇区〇〇
TEL: 03-1111-1111
FAX: 03-5253-1637
E-MAIL: XXXXX@.co.jp

【書面化の推進について ―パブリックコメントの概要―】

平成25年5月
自動車局
貨物課

貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令案等について

1. 背景

貨物自動車運送事業においては、短時間での効率的な輸送、附帯業務（貨物の荷造り、仕分け等）の実施など荷主の多様化するニーズへの対応が求められている。一方、その運送契約については、いわゆる口約束により運送条件をあいまいな形で締結する場合も多く、書面契約を徹底しているトラック事業者は4割にも満たないことが判明している。運転時間や拘束時間等の契約内容は安全の確保に密接な関係を有するところ、貨物自動車運送事業の安全を確保する観点から、安易な取引形態を排除し、書面により当事者が安全運行に係る諸条件を確認、合意する必要性が、トラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議においてもたびたび指摘されているところである。

については、事業者と荷主との関係の適正化をすすめ、事業の安全の確保を図る必要性があることから、今般、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）及び標準貨物自動車運送約款（平成2年運輸省告示第575号）を改正するとともに、「トラック運送業における書面化推進ガイドライン（仮称）」を策定することとする。

2. 概要

(1) 貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正

- ア 一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者又は特定第二種貨物利用運送事業者（以下「一般貨物自動車運送事業者等」という。）が運送（実運送に係るものに限り、霊きゅう運送、一般廃棄物運送、特別積み合わせ貨物運送、引越運送等を除く。以下同じ。）を引き受けた場合に、別紙2に掲げる事項を記載した運送引受書を、当該運送行為前に、運送の申込者（荷主等）に対し交付することを義務付ける。ただし、運送の申込者から別紙2に掲げる事項の全部又は一部を記載した書面の交付を受けたときは、当該事項の記載を省略することができることとする。
- イ 一般貨物自動車運送事業者等が運送を引き受けた場合に、運送引受書の写しを1年間保存することを義務付ける。

(2) 標準貨物自動車運送約款の一部改正

- ア 標準貨物自動車運送約款第8条第1項に規定される運送状を、事業者が不要とした場合を除いて荷主が提出しなければならないこととし、その記載事項として、附帯業務の内容等を追加する。
- イ 附帯業務の内容について明確化する。
- ウ 車両留置料の収受について明文化する。

(3) トラック運送業における書面化推進ガイドライン（仮称）の策定（別紙3参照）

安全運行に向けて、運送契約に関して荷主等と貨物自動車運送事業者が書面化により共有すべき必要最低限の事項は何か、その考え方はどのようなものか、を明らかにするため、書面の記載要領、実務対応等について定める「トラック運送業における

書面化推進ガイドライン（仮称）」を策定する。

（４）元請運送事業者及び利用運送事業者への要請

契約の書面化を推進するため、元請運送事業者及び利用運送事業者に対し、標準貨物自動車運送約款第 8 条第 1 項に規定される運送状を十分な時間的余裕をもって発出すること、運送引受書における安全に係る記載事項については、変更時を含め、速やかに荷主にその内容を伝え、調整が必要な場合にはこれを実施すること等を要請することとする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：平成 2 5 年 7 月

施 行：平成 2 6 年 3 月

貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令案等について

運送引受書の記載事項は、次のとおりとする。

- ① 事業者の名称、連絡先等
- ② 委託者の名称、連絡先等
- ③ 委託日、受託日
- ④ 運送品の概要
- ⑤ 車種別の事業用自動車の数
- ⑥ 貨物の積み込み及び取り卸しの地点及び日時
- ⑦ 運賃及び料金の額
- ⑧ 運賃及び料金の支払方法
- ⑨ 附帯業務の内容
- ⑩ その他特約等

トラック運送業における書面化推進ガイドライン
(仮称)

平成 年 月 日
国土交通省

目 次

| | |
|--------------------------------|----|
| はじめに（ガイドライン作成の趣旨説明について） | 2 |
| 1. 書面化の趣旨について..... | 2 |
| 2. 書面化の実例及びその効果について..... | 4 |
| 3. 書面化されていないことに伴うトラブル..... | 5 |
| | |
| 第1章 書面の交付、記載要領及び実務対応について..... | 6 |
| 1. 運送引受書の発出について..... | 6 |
| 2. 記載項目について..... | 8 |
| 3. 円滑性、迅速性の確保について..... | 12 |
| | |
| 第2章 運送引受書の記載例等 | 15 |
| 1. 運送状を活用して運送引受書を作成する基本様式..... | 15 |
| 2. スポット輸送についての記入例..... | 16 |
| 3. 継続的な貸切輸送についての記入例..... | 17 |
| | |
| おわりに（制度定着に向けての取組） | 18 |

はじめに（ガイドライン作成の趣旨説明について）

1. 書面化の趣旨について

（1）安全運行の確保に向け書面化の原則を設定

貨物自動車運送事業の安全の確保は極めて重要な課題であり、運送契約についても、運転時間、拘束時間などと密接な関係を有するものであるので、荷主等（元請事業者、利用運送事業者を含む。）との間の契約を安全の観点から、より適正なものとしていく取組がトラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議の場等から提起されてきたところです。（別添（参考1）参照）

他方、近年の経済環境下、貨物自動車運送事業者においては、効率的な輸送、附帯業務の実施など荷主等の多様なニーズへの対応が求められているところです。

こうした中、スポット取引の増加なども機として、個々の運送毎に適切な条件が設定されるように、荷主等との協働の下、必要な事項を運送引受書により発すること（書面化）を通じ、安全運行を徹底するべく、これをルール化することとしたものです。（次頁図及び別添（参考2）参照）

安全運行に向けて、運送契約に関して荷主等と貨物自動車運送事業者が書面化により共有すべき必要最低限の事項は何か、その考え方はどのようなものか、を明らかにすることが、ガイドラインの第1の目的です。

（2）書面化に向けてのステップ

書面化については、従来より、荷主等による委託書の発出、貨物自動車運送事業者による受託書の送付等、取組の実態が見られますが、一方で書面化を徹底している事業者は全体の4割にも満たない状況にあります。

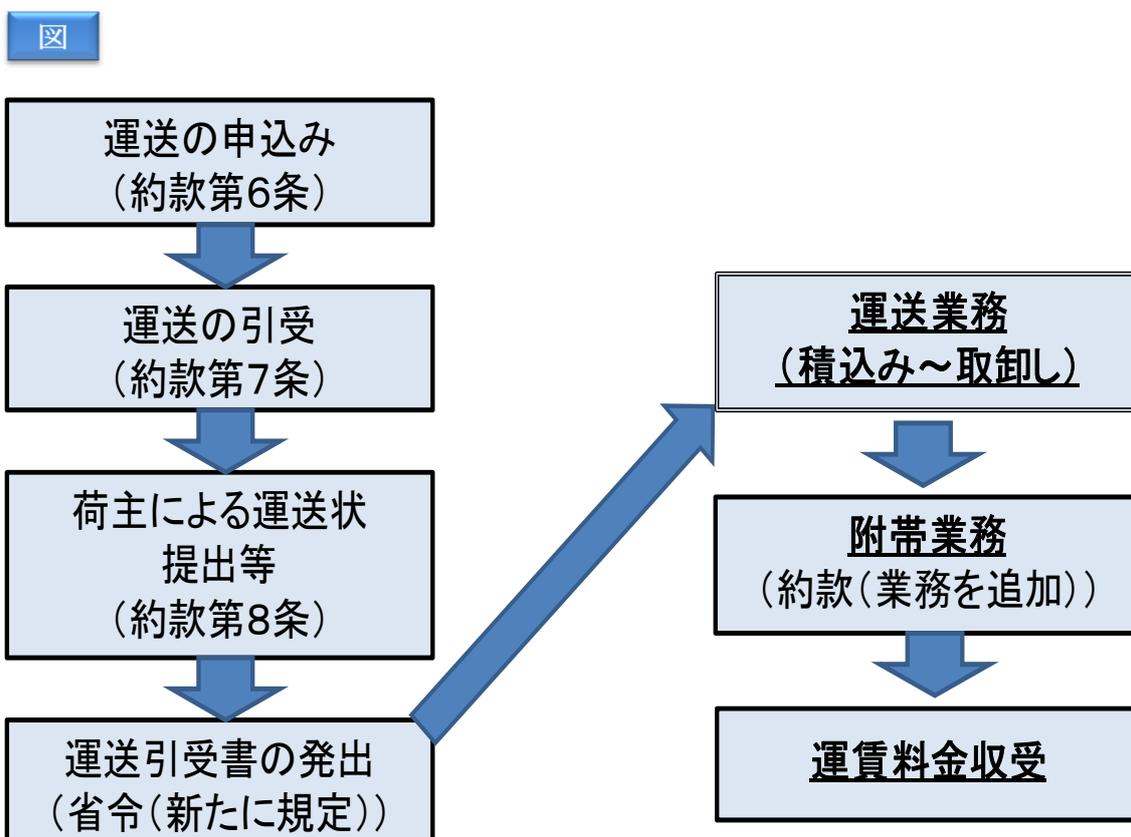
このような状況は本来あるべき姿でなく、速やかに安全運行の確保に向けての書面化が実施されるようにこのガイドラインを理解し、業界において対応を取り進めていく必要があります。

これに向けて、未だ書面化の実施が図られていない事業者においては、まずは曖昧な口頭連絡から「書面を出すこと」への移行に傾注することが求められます。これは必要な事項の適切な記載に向けてのステップです。

行政においては、施行をもって直ちに処分基準を策定するのではなく、当面はガイドラインを用いて書面化を推進する取組を行っていく予定と
しています。

この一環として、このガイドラインにおいては、実務に即して、記載事項の要領などとともに標準的な様式も提示し、できる限り円滑、迅速に書面化を行えるようにしております。これが、ガイドラインの第2の目的です。

なお、この標準的な様式について、業務事例にあわせて必要な追加を予定しています。



2. 書面化の実例及びその効果について

(1) A事業者の例

荷主等(元請事業者)より、以下の委託書を交付

- 運送委託者/受託者名、連絡先
□□(株)/△△(株)、011(111)1111
- 委託日
平成24年8月6日
- 積込日時・場所、連絡先
平成24年8月8日△時
茨城県△△市△△、△△(株)、022(222)2222
- 荷下日時、場所、連絡先
平成24年8月9日8時
新潟県△△市△△、□□(株)、033(333)3333
- 運賃
△△△△円
- 高速料金その他
△△△△円
- 品名、個数、重量、その他
フレコン(粉粒体)、30個、8トン、空袋あり
- 貸切、積合等の区分
貸切
- 使用車両
10トン車
- 支払期日、方法
基本契約のとおり

A事業者が上記を応諾し以下を記載の上、送付

- 車両番号、運転者名、連絡先
△△100あ△△△△、△△一郎、090(△△△)△△△
- 下請がいる場合は事業者名
△△運送(株)

効果

- 輸送形態、時間の明確化により、過労に関する問題が改善。
- コンプライアンスの徹底を図るため書面契約を実施。

(2) B事業者の例

荷主(真荷主)より、以下の委託書を交付

- 運送委託者/受託者名
□□(株)/△△(株)
- 委託日
平成25年1月24日
- 積込日時・場所
平成25年1月25日△時
愛知県△△市△△、△△(株)
- 荷下日時、場所
平成25年1月28日△時
熊本県△△市△△、□□(株)
- 運賃、料金
△△△△円
- 荷姿、数量
紙袋パレット、10トン
- 使用車両、架装、(必要装備)
14トン車、ウイング、(ベニア、ラッシング)
- 支払期日
平成△年△月△日付け「支払い方法等について」による

B事業者が上記を応諾し以下を記載の上、送付

- 車両番号、運転者名、連絡先
△△100あ△△△△、△△二郎、090(△△△)△△△
- 下請がいる場合は事業者名
△△運送(株)

効果

- 運送委託の応諾後、荷姿、積み込み時間等の情報を運転者へ指示し、手待ち時間の発生を防止している。
- 記録も残さない取引では責任の所在が不明確であり、大損失に繋がりがかねないため、事前に防止している。

(3) C事業者の例

| |
|-------------------------------------------------|
| 荷主(真荷主)より、以下の委託書を交付 |
| ○運送委託者／受託者名 □□(株)／△△(株) |
| ○委託日 平成24年8月8日 |
| ○積込日時・場所 平成24年8月9日、10日、12日(17時) 東京都△△区△△ |
| ○荷下日時、場所 平成24年8月9日、10日、12日(26時) 豊海、築地、京浜島 |
| ○その他業務 商品の保管、検品 ※保管方法、作業内容について詳細に記載あり。 |
| ○運賃、料金 1日あたり △△△△円 |
| ○品名、荷姿 生鮮食品、パレット |
| ○使用車両 4トン車 |
| ○荷役器具等 □□(株)は、荷捌用パレットを提供する。 |
| ○支払期日、方法 月末締め翌月末払い、全額現金支払い(口座振り込みによる) |
| C事業者が上記を応諾し以下を記載の上、送付 |
| ●車両番号、運転者名、連絡先 △△100あ△△△△、△△△△、090(△△△)△△△ |

効果

○運賃が運送後に決まることがあったが、現在は事前に決定されている。

○貨物の取扱方法、現場での対応方法等が記載されていることにより、契約にない附帯業務の防止等現場でのトラブル回避できる。

3. 書面化されていないことに伴うトラブル

(地方適正取引推進パートナーシップ会議で説明された事例)

- ① 口頭による運送依頼の取引慣行化により、「運賃」「支払期日」「支払方法」等基本事項が不明確になっている。
- ② 契約書がないので、責任の範囲が曖昧な状況となっている。
- ③ 契約が書面化されても基本契約に関するものが中心となり、運賃等重要な契約事項は書面化されていない事例が多い。
- ④ 口頭契約先の荷主の仕事では、手待ち時間の発生、附帯作業の要求が多い。
- ⑤ 個建て方式の契約で、1個の荷物の大きさを決めてなかったため、5個の荷物を1個に束ね1個分の荷物の運賃に減額された。
- ⑥ 体裁だけ整えただけの契約書が多く、詳細な条件が明記されていないため、最低限の必要項目を網羅した契約書のひな形的なものを作成してはどうか。

第1章. 書面の交付、記載要領及び実務対応について

1. 運送引受書の発出について

(1) 貨物の運送を引き受けた貨物自動車運送事業者(以下、「運送受託者」という。)は、運送を委託した荷主等(以下、「運送委託者」という。)に対して、運送の実施前に運送引受書を交付しなければなりません。

(図1参照)

※軽貨物、霊きゅう、一般廃棄物、特別積合せ及び引越運送については除く。

(2) 運送引受書を交付する相手は、直接に委託をしてきた者であり、貨物利用運送事業者等を含みます。(図2参照)

(3) 書面はFAXなどに加えて電子メール等の電磁的方法も可能です。

(4) 書面化のタイミングについては、その趣旨に鑑み、対象となる運送行為の実施前に必要事項が共有される必要があります。あらかじめ様式や手続きを決めるなど運送行為前の書面化に向け、運送受託者及び運送委託者両者において連携して取り組んで下さい。

図1

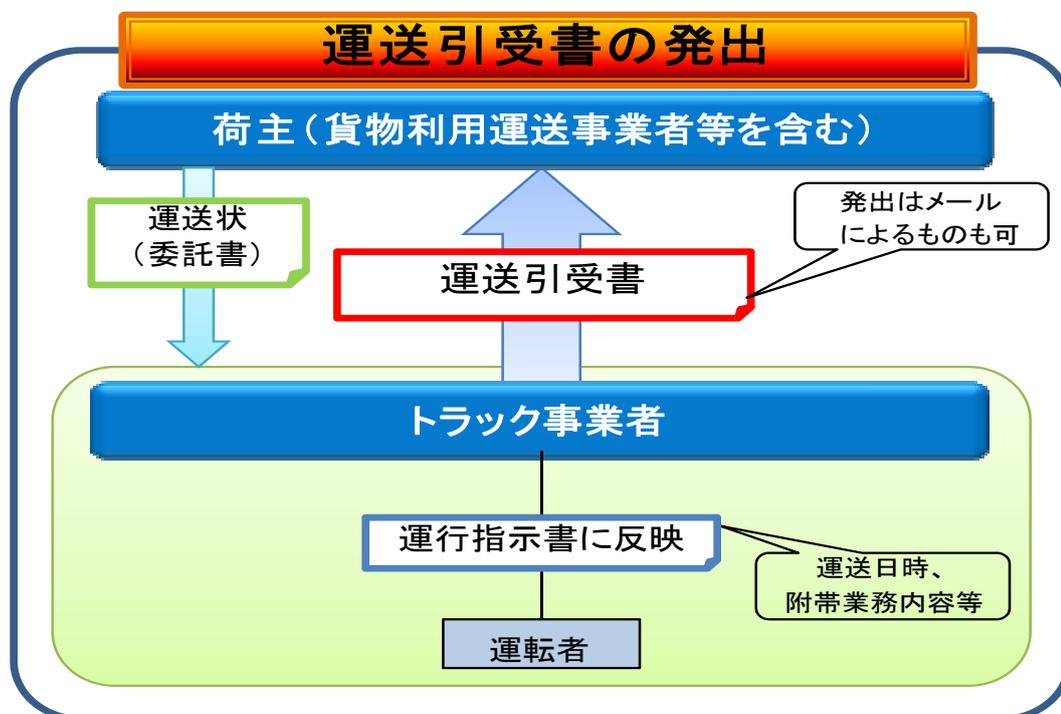
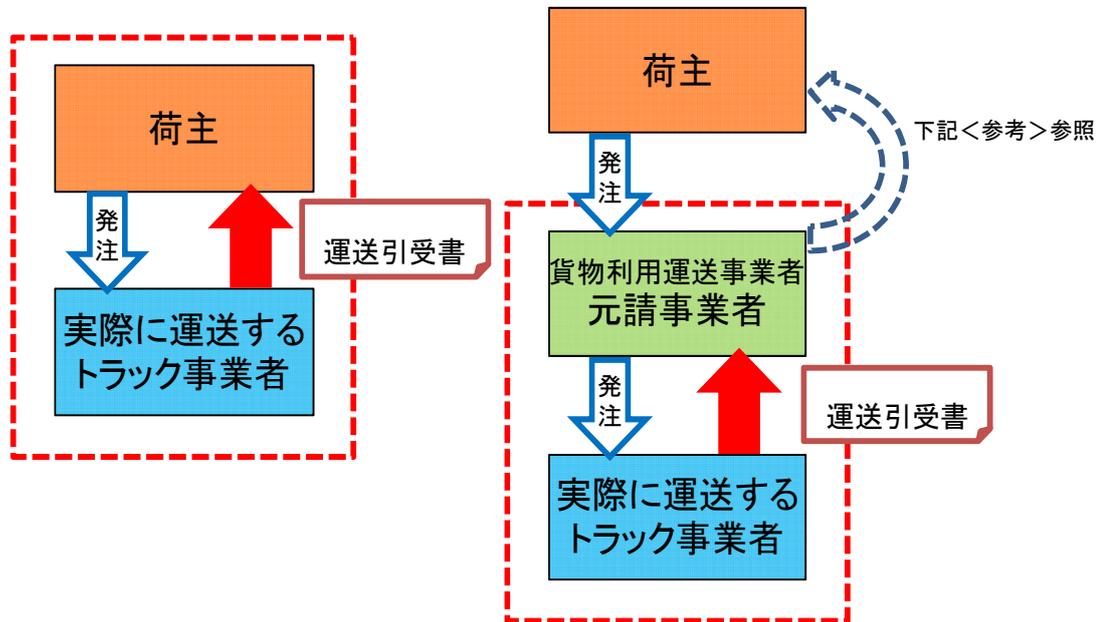


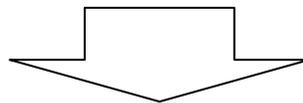
図2



<参考> 元請事業者・貨物利用運送事業者が荷主からの受託貨物の一部を下請事業者に依頼する場合

荷主から依頼される運送条件によっては、依頼しようとする下請事業者にとっては輸送の安全確保が困難となりえることがありますので下請事業者の状況に配慮する必要があります。

このため貨物自動車運送事業法には、「輸送の安全の確保を阻害する行為の禁止（第22条の2）」、「荷主への勧告（第64条）」など、元請事業者・貨物利用運送事業者に対して、貨物自動車運送事業者の安全確保について一定の責任を求める規定が設けられています。



(履行すべき事項)

下請事業者に対し、日常的に当事者毎に個々の実態や課題に係る十分な意思疎通を図り常々状況の把握に努めるなど、適切なパートナーシップを構築していくことが求められます。

また、運送引受書に基づいて適切な運送が行われるように必要に応じて、荷主と迅速に調整を行う（例：到着時間の再設定）などの対応が求められます。

2. 記載事項について

(1) 必要記載事項

- | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">① 運送委託者/受託者名、連絡先等② 委託日、受託日③ 運送日時（積込み開始日時・場所、取卸し終了日時・場所）④ 運送品の概要、車種・台数⑤ 運賃、燃料サーチャージ⑥ 附帯業務内容⑦ 有料道路利用料、附帯業務料その他⑧ 支払方法、支払期日 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

なお、本ガイドラインで示す上記の「必要記載事項」は、必要最小限の項目としています。業務上必要な記載項目（任意記載項目）とあわせて記載しても差し支えありません。

(2) 必要記載事項の記載要領

① 運送委託者/受託者名、連絡先等

（運送委託者等）

貨物自動車運送事業者へ運送を委託する者の氏名又は名称及び住所並びに電話番号その他連絡先を記載して下さい。

（運送受託者等）

貨物自動車運送事業者の氏名又は名称及び住所並びに電話番号その他連絡先を記載して下さい。

② 委託日、受託日

運送を委託した日、受託した日を記載して下さい。

- ③ 運送日時（積込み開始日時・場所、取卸し終了日時・場所）
所定の拘束時間、休息期間、運転時間、連続運転時間に抵触しないこと、荷待ち時間が生じないこと等に留意して委託者、受託者間で決定後に記載して下さい。

<参考 1>

貨物自動車運送事業者の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準

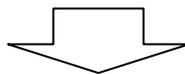
| 拘束時間 | 休息期間 | 運転時間 | 連続運転時間 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|----------------------------------------------------|-----------|
| 1ヶ月 293 時間を超えない（年間 3,516 時間（293 時間×12 ヶ月）を超えない範囲で1ヶ月 320 時間まで延長可） 1日の拘束時間は13 時間（16 時間まで延長可、ただし、15 時間超えは1週間に2 回以内）を超えない | 1日の継続 8 時間以上 | 2日を平均し1日当たり9時間を超えない 2週間を平均し1週間当たり44 時間を超えない | 4 時間を超えない |

また、運転者が一の運行における最初の勤務を開始してから最後の勤務を終了するまでの時間（ただし、フェリーに乗船する場合の休息期間を除く。）は144 時間を超えてはならない。

<参考 2> 受注時の時間設定が安全運行を阻害した例

【甲の発注事例内容】

県内の配送コースについて、配送地点毎の到達時間を設定し、延着の場合は商品を乙に買い取らせるという厳しい着時間の指定も行っていった。



【結果】

上記の結果、乙の配車が過酷になり、運転手は8時間以上の連続した休息時間が確保できず、短時間の分割した休息時間となり、拘束時間も1日16時間を超過するものが頻発する状況となった。

本件は、重大な交通事故を引き起こす原因となる過労運転を発注者である甲が乙に強いていたものである。

④ 運送品の概要・車種、台数

委託者、受託者間での決定に従い運送品の概要を記載して下さい。
(運転者においても掌握できる範囲であれば、詳細な記載を要しません。) 運送品にあわせ適切な車種及び台数を記載して下さい。

⑤ 運賃、燃料サーチャージ

当該運送について、実際に適用する運賃、燃料サーチャージの金額を記載して下さい。

(※)「運賃」とは、貨物の運送(場所的移動)に対する対価であり、「料金」とは運送以外の貨物自動車運送事業者の役務であり、異なる業務へのそれぞれの対価です。

(※)「燃料サーチャージ」とは、燃料価格の上昇・下落によるコストの増減分を別建ての運賃として設定する制度であり、事業者が設定している場合に記載。(別添(参考3)参照)

⑥ 附帯業務内容

標準貨物自動車運送約款第60条第1項を踏まえ、提供する役務を記載して下さい。

<参考1> 予定外の附帯業務の改善の必要性

予定外の附帯業務については、拘束時間超過のリスクや事故発生時のトラブルのリスクとなるものです。(別添(参考4)参照)

現場のサービス作業ではなく、予め定められる業務として位置づけられる必要があります。

<参考2> (標準貨物自動車運送約款第60条第1項)

当店は、品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分け、保管その他貨物自動車運送事業に附帯する業務(以下「附帯業務」という。)を引き受けた場合には、実際に要した費用を収受します。

<参考3>

運送に附帯して、時間、技能や機器等を伴って提供される業務について、委託者、受託者間での決定に従い記載して下さい。(以下参照)

(附帯業務アンケート(例))

○貨物の荷造り、○貨物の仕分け、○貨物の保管、○フォークリフトによる作業、○貨物の検収、検品に関する作業 等

- ⑦ 有料道路利用料、附帯業務料等、車両留置料その他
運送委託者が運送受託者に対して負担する料金の金額を記載して下さい。
金額ではなく、実際に要した費用とする場合には、その旨を明記して下さい。

<有料道路利用料>

有料道路を利用する場合には、利用料金を記載して下さい。

<附帯業務料等>

附帯業務を行う場合には、⑥に係る料金を記載して下さい。

また、荷役機械使用料、架装費等の費用があればこの欄に記載して下さい。

<車両留置料>

時間単価を記載するなど留置料を記載して下さい。

(※)「車両留置料」とは、車両が貨物の発地又は着地に到着後、運送委託者等の都合により留置された時間（貨物の積込み又は取卸しの時間を含む。）が運送受託者の規定する車両留置時間を超える場合に収受するものです。

<その他>

貨物自動車運送事業者が〇〇料などの形で他者に支払う費用があればこの欄に記載して下さい。

- ⑧ 支払方法、支払期日

運賃・料金の支払方法、支払期日（年月日）を記載して下さい。

3. 円滑性、迅速性の確保について

(1) 継続的な運送契約に伴う書面について

貨物自動車運送事業者が特定の荷主等との間の契約が、2. の必要記載事項中、積込み開始・取卸し終了時間・場所、車種・台数及び附帯業務を継続して同一条件とするものならば、個々の運送毎の書面化は不要です。

(2) 補充書面の活用について

当初の書面に記載されていた事項の一部を変更する場合には、全ての事項を改めて書面化する必要はありません。

例えば、積み込みの待ち時間が生じた結果、取卸し時間を変更するため、荷主等に対してメールにて了解をとる措置が現在実施されています。

この際のメール書面が補完書面に相当します。

(3) 運賃、料金の記載について

運賃、料金の取扱について、反復継続しての契約関係にある委託者、受託者間において、実額の表記に代えて、算定方法を示す書面を添付する簡便な方法をとることは可能です。

運賃・料金について、受託者側の理由で事後的な決定とならざるを得ない場合を含め、算定方法は、当該運送の運賃・料金を確定できる明確な適用方が含まれるものとしておく必要があります。

(4) 下請法に基づく書面の活用について

委託者から下請法に基づく書面を交付される事業者については、これを有効に活用することもできます。(以下参照)

<参考1> 下請法第3条の書面との関係について

| 下請代金支払遅延等防止法第3条の 必要記載事項 | 運送引受書の必要記載事項 |
|-------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| (1) 親事業者及び下請事業者の名称(番号、記号等による記載も可) | ① 運送委託者/受託者名、連絡先等 |
| (2) 役務提供委託をした日 | ② 委託日、受託日 |
| (3) 下請事業者の給付の内容 | ④ 運送品の概要・車種、台数 ⑥ 附帯業務内容 |
| (4) 役務が提供される期日又は期間 | ③ 運送日時(積込み開始日時・場所、 <u>取卸し終了日時・場所</u>) |
| (5) 下請事業者の給付を受領する場所 | ③ 運送日時(積込み開始日時・場所、 <u>取卸し終了日時・場所</u>) |
| (6) 下請代金の額(算定方法による記載も可) | ⑤ <u>運賃、燃料サーチャージ、消費税</u> ⑦ <u>有料道路利用料、附帯業務料等、車両留置料その他</u> |
| (7) 下請代金の支払期日 | ⑧ 支払方法、期日 |
| (8) 手形を交付する場合は、手形の金額(支払比率でも可)及び手形の満期 | ⑧ 支払方法、期日 |
| (9) 一括決済方式で支払う場合は、金融機関名、貸付け又は支払可能額、親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払う期日 | ⑧ 支払方法、期日 |
| (10) 電子記録債権で支払う場合は、電子記録債権の額及び電子記録債権の満期日 | ⑧ 支払方法、期日 |

※右欄の①～⑧の番号は2.(1)の「必要記載事項」に付した番号を示している。

※下線の項目については、2.(2)「必要記載事項の記載要領」に従い記載する。

第2章. 運送引受書の記入例等

1. 運送状を活用して運送引受書を作成する基本様式

A. 委託時記載事項（委託者においてⅠ～Ⅲを示して、受託者に運送を依頼）

| | | | |
|-------|----|--------------|--|
| | | 委託日:平成 年 月 日 | |
| 運送委託者 | 名称 | 電話 | |
| | | FAX、E-mail | |
| | 住所 | 【責任者、担当者名】 | |

Ⅰ 運送業務

| | | | |
|---------|-------------|---------------|--|
| 積込み開始日時 | 平成 年 月 日(時) | 積込み先 | |
| 【住所】 | | 【連絡先(電話、担当者)】 | |
| 取卸し終了日時 | 平成 年 月 日(時) | 取卸し先 | |
| 【住所】 | | 【連絡先(電話、担当者)】 | |

| | |
|--------|------|
| 運送品の概要 | |
| 車種 | 台数 両 |

Ⅱ 附帯業務

| | |
|--------|---------------------------|
| 附帯業務内容 | |
| 業務日時 | 平成 年 月 日(時) ~ 平成 年 月 日(時) |
| 【備考】 | |

Ⅲ 運賃及び料金

| | | | | | |
|-------------|----------|-------------------|------|-------|---|
| 運賃 | 円 | 燃料サーチャージ | 円 | | |
| 有料道路使用料(税込) | 円 | 附帯業務料等 | 円 | 車両留置料 | 円 |
| 〇〇料 | 円 | | | | |
| 消費税額 | 円 | | | | |
| 【備考】 | | | | | |
| 支払日 | 平成 年 月 日 | 【毎月 日締め切り、翌月 日払い】 | 支払方法 | | |

・上記のとおり運送を委託します。

委託者(荷主、元請事業者、貨物利用運送事業者)

B. 受託時記載事項（上記を応諾の上、受託者において記載）

| | | | |
|--------|----|------------|--|
| 運送受託者名 | 名称 | 電話 | |
| | | FAX、E-mail | |
| | 住所 | 【責任者・担当者名】 | |
| 【車両番号】 | | 【運転者名】 | |
| 【備考】 | | | |

・上記のとおり運送を受託します。

平成 年 月 日 運送受託者(貨物自動車運送事業者)

(注1)グレーは、当事者間での必要に応じて記載する任意記載項目欄です。

(注2)運送委託者において発出された運送状にB欄を追記して運送引受書が作成発出される例であるが、運送状については、運送委託者が提出する旨、標準貨物自動車運送約款第8条で規定されています。

(注3)この運送引受書は、国土交通省 貨物自動車運送事業輸送安全規則第〇条に基づき発行される書面です。運送委託者がこの書面と相違した運送を強要した場合は、貨物自動車運送事業法第64条に基づく荷主勧告、社名公表が行われる場合があります。

2. スポット輸送についての記入例

A. 委託時記載事項（委託者においてⅠ～Ⅲを示して、受託者に運送を依頼）

| | | | | |
|-------|----|----------------|------------|--------------|
| | | 委託日:平成25年1月23日 | | |
| 運送委託者 | 名称 | 〇〇食品工業株式会社 | 電話 | 03(1111)1111 |
| | | | FAX、E-mail | 03(2222)2222 |
| | 住所 | 東京都〇〇区×× | | |

Ⅰ 運送業務

| | | | |
|---------|------------------|------|---------------|
| 積込み開始日時 | 平成25年 1月24日(9時) | 積込み先 | 〇〇食品工業株式会社A工場 |
| 取卸し終了日時 | 平成25年 1月24日(17時) | 取卸し先 | □□商店 |

| | | | |
|--------|--------|----|----|
| 運送品の概要 | 食用ナタネ油 | | |
| 車種 | 4t車 | 台数 | 1両 |

Ⅱ 附帯業務

| | |
|--------|-------------------------------------|
| 附帯業務内容 | ●●商店所有パレットへの積み付けおよびフォークリフトによる倉庫への搬入 |
| 業務日時 | 平成25年 1月24日(17時) ~ 平成25年 1月24日(18時) |

Ⅲ 運賃及び料金

| | | | | | | | | |
|-------------|------------|------|----------|-------|---|-------|--|---|
| 運賃 | 50,000 | 円 | 燃料サーチャージ | | 円 | | | |
| 有料道路使用料(税込) | 10,000 | 円 | 附帯業務料等 | 3,000 | 円 | 車両留置料 | | 円 |
| 消費税額 | 2,650 | 円 | | | | | | |
| 支払日 | 平成25年2月28日 | 支払方法 | 銀行振込 | | | | | |

・上記のとおり運送を委託します。

委託者(荷主、元請事業者、貨物利用運送事業者) 〇〇食品工業株式会社

B. 受託時記載事項（上記を応諾の上、受託者において記載）

| | | | | |
|--------|----|----------|------------|--------------|
| 運送受託者名 | 名称 | ●●運輸株式会社 | 電話 | 03(3333)3333 |
| | | | FAX、E-mail | 03(4444)4444 |
| | 住所 | 東京都〇〇区▲▲ | | |

・上記のとおり運送を受託します。

平成25年1月23日 運送受託者(貨物自動車運送事業者) ●●運輸株式会社

(注1)グレーは、当事者間での必要に応じて記載する任意記載項目欄です。

(注2)運送委託者において発出された運送状にB欄を追記して運送引受書が作成発出される例であるが、運送状については、運送委託者が提出する旨、標準貨物自動車運送約款第8条で規定されています。

(注3)この運送引受書は、国土交通省 貨物自動車運送事業輸送安全規則第〇条に基づき発行される書面です。運送委託者がこの書面と相違した運送を強要した場合は、貨物自動車運送事業法第64条に基づく荷主警告、社名公表が行われる場合があります。

3. 継続的な貸切輸送についての記入例

A. 委託時記載事項（委託者においてⅠ～Ⅲを示して、受託者に運送を依頼）

| | | | | |
|-------|----|----------|---------------|--------------|
| 運送委託者 | 名称 | 〇〇食品株式会社 | 委託日:平成25年2月1日 | |
| | | | 電話 | 011(111)1111 |
| | 住所 | 北海道札幌市〇〇 | FAX、E-mail | 011(222)2222 |

Ⅰ 運送業務 平成25年2月10日～2月28日の運送について

| | | | |
|---------|-------------|------|-------------|
| 積込み開始日時 | 平日(土日祝除く)9時 | 積込み先 | 〇〇食品(株) A工場 |
| 取卸し終了日時 | 当日 16時 | 取卸し先 | □□商事(株) B支店 |

| | | | |
|--------|---------|----|----|
| 運送品の概要 | 食料品 | | |
| 車種 | 冷蔵車、2トン | 台数 | 3両 |

Ⅱ 附帯業務

| | |
|--------|-----------------------------|
| 附帯業務内容 | |
| 業務日時 | 平成 年 月 日(時) ～ 平成 年 月 日(時) |

Ⅲ 運賃及び料金

| | | | |
|----|---------------|----------|---|
| 運賃 | 1日あたり20,000 円 | 燃料サーチャージ | 円 |
|----|---------------|----------|---|

| | | | | | |
|-------------|--------------|--------|---|-------|---|
| 有料道路使用料(税込) | 1日あたり900 円 | 附帯業務料等 | 円 | 車両留置料 | 円 |
| 消費税額 | 1日あたり1,000 円 | | | | |

| | | | |
|-----|------------|------|------|
| 支払日 | 平成25年3月20日 | 支払方法 | 銀行振込 |
|-----|------------|------|------|

・上記のとおり運送を委託します。

委託者(荷主、元請事業者、貨物利用運送事業者) 〇〇食品株式会社

B. 受託時記載事項（上記を応諾の上、受託者において記載）

| | | | | |
|--------|----|----------|------------|--------------|
| 運送受託者名 | 名称 | ●●株式会社 | 電話 | 011(333)3333 |
| | | | FAX、E-mail | 011(444)4444 |
| | 住所 | 北海道札幌市▲▲ | | |

・上記のとおり運送を受託します。

平成25年2月7日 運送受託者(貨物自動車運送事業者) ●●株式会社

(注1)グレーは、当事者間での必要に応じて記載する任意記載項目欄です。

(注2)運送委託者において発出された運送状にB欄を追記して運送引受書が作成発出される例であるが、運送状については、運送委託者が提出する旨、標準貨物自動車運送約款第8条で規定されています。

(注3)この運送引受書は、国土交通省 貨物自動車運送事業輸送安全規則第〇条に基づき発行される書面です。運送委託者がこの書面と相違した運送を強要した場合は、貨物自動車運送事業法第64条に基づく荷主勧告、社名公表が行われる場合があります。

おわりに（制度の定着に向けての取組）

省令等公布後施行に先がけ早期に、貨物自動車運送事業者、荷主等広範な関係者を対象としたセミナーを開始し、一定期間取り組むこととしています。（以下例参照）

（例）全日本トラック協会等における取組

- ①書面化推進ガイドラインの周知及び具体対策について、各都道府県毎におけるセミナーの実施
- ②原価意識向上セミナー、荷主セミナー等における書面化に係る周知徹底

更に、運送引受書のルール化は、貨物自動車運送事業者と荷主等とのコミュニケーションの増大やいわゆる基本契約の普及あるいは貨物自動車運送事業者の経営改善の進展等と密接な関係を有するものですので、このような観点から国及びトラック協会において継続的に取り組んでいくこととしています。

＜参考 1＞ 書面化に係る法令規定事項等

(1) 貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正

- ① 一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者又は特定第二種貨物利用運送事業者（以下「一般貨物自動車運送事業者等」という。）が運送（実運送に係るものに限り、霊きゅう運送、一般廃棄物運送、特別積み合わせ貨物運送、引越運送等を除く。以下同じ。）を引き受けた場合に、必要記載事項（運送品の概要等）を記載した運送引受書を、当該運送行為前に、運送の申込者（荷主等）に対し交付することをルール化する。ただし、運送の申込者から必要記載事項（運送品の概要等）に掲げる事項の全部又は一部を記載した書面の交付を受けたときは、当該事項の記載を省略することができることとする。
- ② 一般貨物自動車運送事業者等が運送を引き受けた場合に、運送引受書の写しを1年間保存することをルール化する。

(2) 標準貨物自動車運送約款の一部改正

- ① 標準貨物自動車運送約款第8条第1項に規定される運送状を、事業者が不要とした場合を除いて荷主が提出しなければならないこととし、その記載事項として、附帯業務の内容等を追加する。
- ② 附帯業務の内容について明確化する。
- ③ 車両留置料の収受について明文化する。

(3) 元請運送事業者及び利用運送事業者への要請

契約の書面化を推進するため、元請運送事業者及び利用運送事業者に対し、標準貨物自動車運送約款第8条第1項に規定される運送状を十分な時間的余裕をもって発出すること、運送引受書における安全に係る記載事項については、変更時を含め、速やかに荷主にその内容を伝え、調整が必要な場合にはこれを実施すること等を要請することとする。

(4) その他の書面の効果について

基本様式に「荷主等がこの書面と相違した運送を強要した場合は、貨物自動車運送事業法第64条に基づく荷主勧告、社名公表が行われる場合がある」旨、その効果を明記している。（P15参照）

トラック運送業における
書面化推進ガイドライン(仮称)
(参考資料)

トラック輸送適正取引パートナーシップ会議の取組について

参考1

トラック運送取引に係る以下の個別課題について、平成24年8月のパートナーシップ会議で改善方策の検討を実施。

長時間にわたる手待ち時間発生

契約に基づかない附带作業の要求

契約書面の不交付

一方的な運賃減額

協賛金の要請

【要因】

道路等の混雑問題、時間厳守への固執、悪しき慣習の固定化、中小トラック事業者の増加、運賃ルールの形骸化

書面契約の必要性 ← 地方パートナーシップ会議の場で説明された具体課題

- ①口頭による運送依頼の取引慣行化により、「運賃」「支払期日」「支払方法」等基本事項が不明確になっている。
- ②契約書がないので、責任の範囲が曖昧な状況となっている。
- ③契約が書面化されても基本契約に関するものが中心となり、運賃等重要な契約事項は書面化されていない事例が多い。
- ④口頭契約先の荷主の仕事では、手待ち時間の発生、附带作業の要求が多い。
- ⑤個建て方式の契約で、1個の荷物の大きさを決めてなかったため、5個の荷物を1個に束ね1個分の荷物の運賃に減額された。
- ⑥体裁だけ整えただけの契約書が多く、詳細な条件が明記されていないため、最低限の必要項目を網羅した契約書のひな形的なものを作成してはどうか。

書面契約の推進が急務

書面契約推進に係る各種調査

■国土交通省及び全日本トラック協会において以下の調査を実施中。

1. 運送契約に係る実態及び課題調査
2. 運送契約の書面化に係る優良事例調査
3. 荷主、元請、利用運送事業者からの発注実態調査

平成24年度内のパートナーシップ会議において、義務化及び具体運用を決定

荷主との交渉力の向上について

■荷主との交渉力の向上として、以下の取組を併行して実施。

- ・原価意識向上のための基礎セミナー
- ・燃料サーチャージ導入促進セミナー
- ・適正取引相談窓口の周知徹底
- ・トラック輸送適正取引推進ガイドラインの周知徹底
- ・下請代金法講習会(中小企業庁)
- ・トラック輸送適正取引推進ガイドライン説明会(中小企業庁)

(貨物の種類及び性質の確認)

第六条 当店は、貨物の運送の申込みがあったときは、その貨物の種類及び性質を明告することを申込者に求めることがあります。

(引受拒絶)

第七条 当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。

- 一 当該運送の申込みが、この運送約款によらないものであるとき。
- 二 申込者が、前条第一項の規定による明告をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないとき。
- 三 当該運送に適する設備がないとき。
- 四 当該運送に関し、申込者から特別の負担を求められたとき。
- 五 当該運送が、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- 六 天災その他やむを得ない事由があるとき。

(運送状等)

第八条 荷送人は、当店の請求があったときは、次の事項を記載した運送状を署名又は記名捺印の上、一口ごとに提出しなければなりません。

- 一 貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数
 - 二 集荷先及び配達先又は発送地及び到達地(団地、アパートその他高層建築物にあっては、その名称及び電話番号を含む。)
 - 三 運送の扱種別
 - 四 運賃、料金、立替金その他の費用(以下「運賃、料金等」という。)の支払に関する事項
 - 五 荷送人及び荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号
 - 六 運送状の作成地及びその作成の年月日
 - 七 高価品については、貨物の種類及び価額
 - 八 品代金の取立てを委託するときは、その旨
 - 九 運送保険に付することを委託するときは、その旨
 - 十 その他その貨物の運送に関し必要な事項
- 2 荷送人は、当店の前項の運送状の提出を請求しないときは、当店の前項各号に掲げる事項を明告しなければなりません。

(附帯業務)

第六十条 当店は、品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管その他貨物自動車運送事業に附帯する業務を引き受けた場合には、実際した費用を収受します。

燃料サーチャージ: 燃料価格の上昇・下落によるコストの増減分を別建て運賃として設定する制度

現状の燃料価格が基準とする燃料価格より一定額以上、上昇した場合に、上昇の幅に応じて燃料サーチャージを設定又は増額改定して適用する。一方、燃料サーチャージの設定時点より下落した場合には、その下落幅に応じて減額改定し、また、燃料価格が鎮静化した場合にはこれを廃止する。

実際にトラック運送事業者が別建て燃料サーチャージ制度を導入するか否か、また、その別建て燃料サーチャージの決定額については、事業者自体の判断による。

【燃料サーチャージを導入する場合の設定方法】(貸切運賃の場合)

(1) 基準となる燃料価格の設定

燃料サーチャージが燃料価格の変動幅を基に算出することから、現行の荷主企業と運賃契約を交わした時点の燃料価格や届出運賃時点の燃料価格等を基準価格として設定。

(2) 燃料サーチャージの改定及び廃止の設定

燃料価格は短期間、極端には日々変動するため、その都度改定するのではなく、ある一定の軽油価格帯を設定し、その軽油価格帯における算出上の燃料価格の上昇額を決めておく。また、改定及び廃止する場合の条件を、設定時に明確に荷主企業に示しておく必要がある。(表参照)

(3) 車両燃費の把握

燃料サーチャージ額を決めるために、自社の車両の燃費を把握します。

(4) 燃料サーチャージの額の算出

- ① 燃料価格上昇額を現在の軽油価格帯に対応させ、燃料価格上昇額を算出する。
- ② 距離制・時間制運賃に対応した燃料サーチャージ額を算出。

【距離制貸切運賃に対応した燃料サーチャージ額の算出】

燃料サーチャージ価格変動表例

| 改定する価格帯 (A) | 基準価格 (B) | 燃料サーチャージ算出上の価格 (C) | 算出上の燃料価格上昇額 (D) = C - B |
|-------------|----------|--------------------|-------------------------|
| (B)未満 | 〇〇円 | サーチャージを廃止 | |
| (B)~〇〇円未満 | | (A欄に示す幅の平均値)円 | 〇〇円 |
| 〇〇~〇〇円未満 | | 〇〇円 | 〇〇円 |

$$\text{燃料サーチャージ額} = \text{走行距離 (km)} \div \text{燃費 (km/L)} \times \text{算出上の燃料価格上昇額 (円/L)}$$

○ 労働災害の現状

① 労働災害の被災者数は、年間約11万人(うち死亡者数は約1,000人)。

※ 労働者災害補償保険法に基づく労災保険給付額は、年間約8,500億円

② 労働災害は、長期的には減少傾向にあるものの、この2年は連続して増加。

※ 2年連続の増加は、オイルショックからの復興期以来、33年振り。

③ 製造業、建設業の労働災害は長期的に大幅な減少。

陸上貨物運送事業は、長期的に見ても減少傾向が緩く、労働災害全体に占める割合が増加。

○ 対策の一層の推進について(関係者にご協力いただきたいこと)

対策を確実に実施するために、

荷役作業を陸運事業者と荷主先等のどちらが行うか契約上明確にすることの徹底

※ 荷役作業の実施者が契約書面で明確になっているのは4分の1(平成23年の荷役作業中の死亡災害の場合)。

について、ご協力をお願いします。

○ 荷役作業の特徴

- ① 貨物自動車の運転者が行う荷役作業の多くは、荷主先等で実施。
→ 所属する陸上貨物運送事業者による直接的な管理監督を離れて作業を実施。
- ② 荷主先等が提供する荷の積み卸し場所の施設・設備等を使って作業を実施。

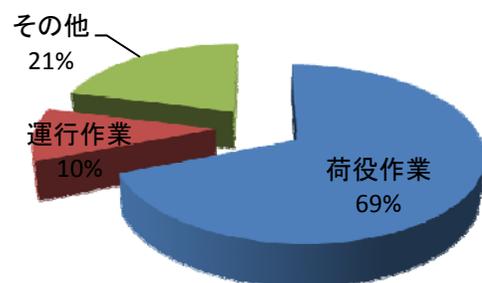
○ 労働災害の実態

- ① 貨物自動車運転者の労働災害は、7割が荷役作業で発生。交通事故は1割弱。
- ② 労働災害発生場所は、荷主先等の倉庫などが7割。
- ③ 事故の型は、荷台や荷の上からの墜落・転落が最も多く、全体の3割。
※ その他、挟まれ・巻き込まれ(フォークリフトに接触等)約12%、転倒14%、動作の反動(腰痛)14%。

○ 荷役作業の安全化に向けて

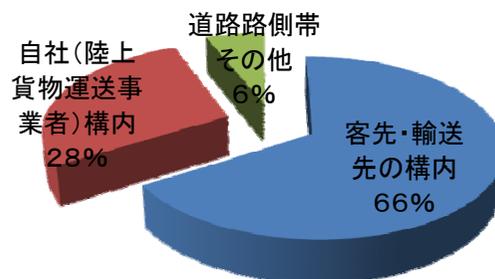
荷役作業の安全化のための施設・設備の改善には、荷主先等の協力が不可欠。

【図1: 作業種類別労働災害発生状況】

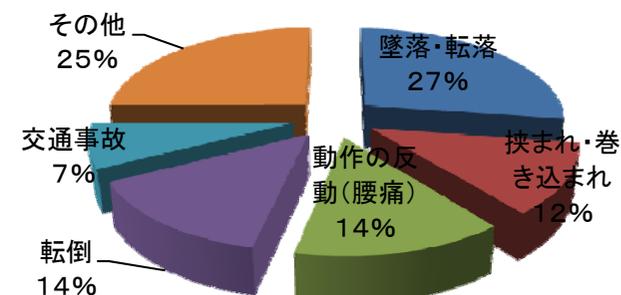


【図2: 労働災害発生場所の内訳】

※ 図1の荷役作業部分の内訳



【図3: 事故の型別労働災害発生状況】



(出典) 厚生労働省労働基準局安全課 (平成23年調査)

自動車運転者を使用する事業場に係る改善基準告示の違反状況

参考4

(平成23年1月～12月)

| 区分 事項 | 監督実施 事業場数 | 改善基準 告示違反 事業場数 | 改善基準告示違反事項 | | | | | |
|---------------------------------|--------------|----------------------|------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| | | | 総拘束時間 | 最大拘束時間 | 休息期間 | 最大運転時間 | 連続運転時間 | 休日労働 |
| 一般貨物 | 2,671 | 1,711 | 1,019 | 1,433 | 1,056 | 536 | 925 | 125 |
| | (100.0) | (64.1) | (38.2) | (53.7) | (39.5) | (20.1) | (34.6) | (4.7) |
| 合計 (トラック業、バス業、ハ イヤータクシー業) | 4,031 | 2,339 | 1,367 | 1,917 | 1,307 | 606 | 1,061 | 189 |
| | (100.0) | (58.0) | (33.9) | (47.6) | (32.4) | (15.0) | (26.3) | (4.7) |

(出典)厚生労働省

- (注) 1 「改善基準告示違反事業場数」欄は、何らかの改善基準告示違反が認められた事業場数である。
 2 「改善基準告示違反事項」欄は、当該事項について改善基準告示違反が認められた事業場数である。
 3 ()内は、監督実施事業場数に対する割合(%)である。